

(証券コード 3766 JASDAQ)

平成21年6月23日

## 株主各位

東京都杉並区和泉1丁目22番19号  
システムズ・デザイン株式会社  
代表取締役社長 細谷徳男

### 第43期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、平成21年6月23日開催の当社第43期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申しあげます。

#### 敬具

##### 記

報告事項	第43期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告の内容報告の件 本件は、事業報告の内容を報告いたしました。
決議事項	
第1号議案	第43期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類承認の件 本件は、原案どおり承認可決されました。
第2号議案	剩余金処分の件 本件は、原案どおり承認可決されました。 (期末配当は、1株につき13円)
第3号議案	定款一部変更の件 本件は、原案どおり承認可決されました。なお、定款一部変更の内容は後記のとおりであります。
第4号議案	取締役8名選任の件 本件は、原案どおり承認可決され、取締役に細谷徳男、川島正夫、佐藤哲雄、関根秀樹、藤浪潤、岡本芳明、坂川進、隈元裕の8氏が再選され、それぞれ就任いたしました。
第5号議案	監査役1名選任の件 本件は、原案どおり承認可決され、監査役に山本ケイ子氏が再選され、就任いたしました。
第6号議案	取締役賞与支給の件 本件は、原案どおり取締役賞与として総額18,899千円を支給することに承認可決されました。

以上

## 定款一部変更の内容

- (1) インターネットの普及を考慮し、利便性向上および公告手続合理化のため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めました。 (新定款第5条)
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。
- これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行いました。また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過するまでの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けました。
- なお、旧定款第7条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。(新定款第7条、第9条、第11条、第12条、附則)
- (3) 株主の皆様へのサービス拡充の観点から、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度の導入をいたしたく、新定款第10条(単元未満株式の買増し)を新設し、これに伴う所要の変更を行いました。(新定款第9条、第10条)

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

旧定款	新定款
(公告方法) 第5条 当会社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する。</u>	(公告方法) 第5条 当会社の公告は、 <u>電子公告</u> により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、 <u>日本経済新聞に掲載する。</u>
(株券の発行) 第7条 当会社は、 <u>株式に係る</u> 株券を発行する。	<削除>

旧 定 款	新 定 款
(単元株式数および単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
第8条 当会社の単元株式数は、500株とする。 2 当会社は、前条の規定にかかわらず、 <u>単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>	第7条 当会社の単元株式数は、500株とする。 <削除>
(自己の株式の取得)	(自己の株式の取得)
第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <新設>	第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利 <新設>
<新設>	(単元未満株式の買増し)
	第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

旧 定 款	新 定 款
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。	第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下、同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。	3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第12条 当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第13条～第37条 (省 略) ＜新 設＞	第13条～第37条 (現行どおり) 附 則 第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。 第2条 前条および本条は、平成22年1月6日をもって削るものとする。

#### その他付記事項

おって、本株主総会終了後開催された取締役会決議により、代表取締役および役付取締役が選定され、取締役および監査役の構成は次のとおりとなりました。

代表取締役社長	細 谷 徳 男
取締役会長	川 島 正 夫
常務取締役	佐 藤 哲 雄
常務取締役	関 根 秀 樹
取 締 役	藤 浪 潤
取 締 役	岡 本 芳 明
取 締 役	坂 川 進
取 締 役	隈 元 裕
監 査 役	山 本 ケイ子
監 査 役	金 子 健太郎
監 査 役	下 島 正

以 上

---

#### 配当金のお支払いについて

##### ※銀行預金口座またはゆうちょ銀行貯金口座への振込をご指定の方

「配当金計算書」および「お振込先について」を同封いたしておりますので、その内容をお確かめください。

##### ※株式数比例配分方式をご指定の方

「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしておりますので、その内容をお確かめください。

##### ※振込方法のご指定がない方

「配当金領収証」を同封いたしておりますので、同書に必要事項をご記入、ご押印のうえ、平成21年6月24日（水）から平成21年7月24日（金）までの間に、お近くのゆうちょ銀行または郵便局でお受け取りください。

なお、配当金のお支払方法のご指定・変更につきましては、お取引の証券会社（特別口座に記録された株式につきましては、下記の特別口座管理機関）にお問い合わせください。

特別口座管理機関：みずほ信託銀行株式会社 証券代行部  
〒168-8507 東京都杉並区和泉2丁目8番4号  
電話 0120-288-324(フリーダイヤル)